

議案第11号

西脇市生活排水処理施設条例及び西脇市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市生活排水処理施設条例及び西脇市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

合山地区農業集落排水処理施設を廃止し、公共下水道に統合するため。

西脇市生活排水処理施設条例及び西脇市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(西脇市生活排水処理施設条例の一部改正)

第1条 西脇市生活排水処理施設条例（平成17年西脇市条例第143号）の一部を次のように改正する。

別表第1合山地区農業集落排水処理施設の項を削る。

(西脇市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 西脇市下水道事業の設置等に関する条例（平成20年西脇市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「1,763ヘクタール」を「1,893ヘクタール」に改め、同項第3号中「39,800人」を「37,500人」に改め、同条第3項第2号中「215ヘクタール」を「210ヘクタール」に改め、同項第3号中「10,790人」を「10,510人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。